入善町制限付き一般競争入札実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、入善町が発注する建設工事のうち、制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　原則として１億円以上の土木、建築工事及び５千万円以上の電気、管、舗装等の公共工事（以下「対象工事」という。）を対象とする。

ただし、緊急を要する場合及び工事の性質又は目的による場合等については、この限りではない。"

（入札の公告）

第３条　入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他必要な事項について、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の６第１項の規定により、本庁舎正面の掲示場への掲示及び入善町公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ内にある入善町入札情報サービスによる公表の方法により行う。

（工事希望者に必要な資格）

第４条　一般競争入札の参加資格要件は工事の内容、同種工事の施工実績、施工能力及び発注時の発注状況等を考慮してその都度設定するものとし、おおむね次のとおりとする。

２　入善町から入札参加希望確認通知を受けた者であること。

３　令第167条の４の規定に該当しない者であること。

４　入善町における建設工事競争入札参加資格を有すること。

５　入札参加資格確認申請期限の日から対象工事の入札の日までの間、入善町から指名停止を受けていない者であること。

６　対象工事と同種の工事について施工実績があること。

７　専任の主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。

８　その他対象工事を適正に施工できる者であること。

９　共同企業体について必要な資格を定める場合にあっては、１～８に準じてその代表構成員及びその他構成員の条件を定めるとともに、構成員数、出資比率等共同企業体の結成の条件を定める。"

（入札参加資格の決定）

第５条　対象工事についての入札参加資格は、第19条に規定する資格審査委員会の議を経て決定し、公告において明らかにする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出、受付）

第６条　一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

２　申請書及び資料は、この要綱に定める様式に従って１部作成し、参加希望者が契約担当課に持参しなければならない。

３　申請書及び資料の様式は、次の表の区分に応じ同表の右欄に掲げる様式に準じ公告において定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　　　　　　　類 | 様　　　　　式 |
| 　ア　　　申請書　イ　　　資料　　 (ｱ)　施工実績　　 (ｲ)　配置予定の技術者　　 (ｳ)　施工証明書　 　(ｴ)　施工計画（特に高度な施工技術を要する　　　　　工事に限る） | 　様　式　　　１　　様　式　　　２　様　式　　　３　様　式　　　４　（必要に応じて提出） |

４　所定の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は町長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

５　１の申請書及び資料の提出期限は、原則として契約書案、入札心得、仕様書及び図面（以下「入札説明書」という。）の縦覧を開始した日の翌日から起算して10日後（施工計画審査型の工事にあっては、25日後）とし、受付期間は、入札説明書の縦覧を開始した日の翌日から申請書及び資料の提出期限までとする。

６　申請書及び資料の受付は、契約担当課において行う。

７　前記１、２、４、５及び６に関する事項並びに次に掲げる事項を公告において明らかにする。

　　ア　資料の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

　　イ　提出された資料は、入札参加資格の確認の有無以外には使用しない。

　　ウ　提出された資料は、返却しないものとする。

　　エ　資料提出に関する問合せ先は、契約担当課とする。

　　オ　その他必要と認める事項。

８　資格要件に合う入札参加希望者が２社以上の場合は直ちに発注手続きを行うものとする。また、１社以下の場合は延期を行い再度公告するか、一般の指名競争入札に切り換えるかについては工事内容及び工期等を考慮し、その都度決定する。なお、延期又は指名競争入札とする場合は、既参加希望者にその旨を連絡するものとする。"

（入札参加資格確認資料説明会）

第７条　対象工事が施工計画審査型の工事である場合において、副町長は、第19条に規定する資格審査委員会の議を経て、入札参加資格確認資料説明会（以下「説明会」という。）を実施することができる。

２　説明会を実施する場合には、次に掲げる事項を公告において明らかにする。

　　ア　日時及び場所

　　イ　申込先

　　ウ　その他必要と認める事項"

（資料のヒアリング）

第８条　　対象工事が施工計画審査型の工事である場合において、副町長は、第19条に規定する資格審査委員会の議を経て、資料のヒアリングを実施することができる。

２　ヒアリングを実施する場合には、次に掲げる事項を公告において明らかにする。

　　ア　期間

　　イ　場所

　　ウ　その他必要と認める事項"

（入札参加資格の確認）

第９条　町長は第19条に規定する資格審査委員会の議を経て、入札参加資格の有無の確認を行う。

２　１の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行う。

３　町長は、所定の期限までに入札参加資格の確認の結果を書面（様式５）により通知する。

４　３の通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して10日以内に行う。ただし、対象工事が施工計画審査型の工事である場合は、原則として25日以内に行う。"

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第10条　入札参加資格がないと認められた者は、第９条３の通知をした日の翌日から起算して７日以内に、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

２ 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参して提出することにより行

う。

３　書面の提出先は、契約担当課とする。

４　町長は、２により書面が提出されたときは、原則として１により説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日以内に、説明を求める者に対し書面により回答する。

５　説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、第９条の３の通知を取り消し、４の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行う。

６　４の回答及び５の通知を行う場合は、第19条に規定する資格審査委員会の議を経て行う。

７　現場説明会（現場説明を行わない場合にあっては、入札の執行）は、４及び５の手続きが終了していることを確認のうえ実施する。

８　１から４に関する事項を公告において明らかにする。"

（入札説明書の配布及び貸与）

第11条　入札説明書は、無償により配布する。（ただし、図面及び仕様書については、無償により貸与する。）

２　入札説明書の配布及び貸与は、公告後速やかに開始することとし、申請書及び資料の提出の日まで行う。

３　入札説明書に関する質問は、質問書を契約担当課へ持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

４　質問書の受付期間は、原則として入札説明書の配布及び貸与を開始した日の翌日から入札の８日前までとする。

５　質問書の提出があった場合は、書面により回答するものとし、その内容を契約担当課において縦覧に供する。

６　質問に対する回答の閲覧は、原則として質問書の受付開始日の翌日から起算して２日後までの間に開始し、入札執行の前日に終了する。

７　１から６までに関する事項を公告において明らかにする。"

（設計書の配布及び貸与）

第12条　入札参加資格確認の通知を受けた者に対して設計書を配布及び貸与する。設計書の縦覧は、契約担当課において行うものとする。

２　設計書の縦覧は、入札参加資格確認の通知後速やかに開始することとし、入札日の前日まで行う。

３　設計書に関する質問は、質問書を契約担当課へ持参することにより行わなければならない。

４　質問書の受付期間は、原則として設計書の縦覧を開始した日の翌日から入札の８日前までとする。

５　質問書の提出があった場合は、書面により回答するものとし、その内容を契約担当課において縦覧に供する。

６　質問に対する回答の閲覧は、原則として質問書の受付開始日の翌日から起算して２日後までの間に開始し、入札執行の前日に終了する。

７　１から６までに関する事項を公告において明らかにする。

（現場説明会）

第13条　副町長が必要と認めるときは、現場説明会を行うことができる。

２　現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨並びに現場説明会を行う日時及び場所等を公告において明らかにする。"

（入札・開札の日時及び場所等）

第14条　次に掲げる事項を公告において明らかにする。

　ア　入札・開札の日時及び場所

　イ　入札に当たっては、入札参加資格確認通知書及び工事費内訳書を提示すること。"

（入札方法等）

第15条　入札方法等は、次によることとし、その旨を公告において明らかにする。

　ア　入札は、入札書を持参して行うこと。

　イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

　　ウ　入札回数は２回を限度とする"

（入札保証金）

第16条　制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入善町財務規則（以下「規則」という。）第63条の規定による所定の入札保証金を納入しなければならない。

２　規則第63条ただし書きの規定により、町長は、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部の納入を免除する。

　ア　入札に参加しようとする者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

　イ　入札に参加しようとする者（共同企業体にあっては、構成員のいずれか）が、過去２年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。"

（入札の無効）

第17条　次に掲げる入札は無効とし、その旨を公告において明らかにする。

(1)　入善町入札心得第５条各号のいずれかに該当する入札。

(2)　虚偽の申請により資格を得た者のした入札。"

（入札結果の公表）

第18条　制限付き一般競争入札に付した工事については、次により落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、その結果を公表する。

(1)　公表の内容

　　 入札者名及び各入札者の各回の入札金額（令167条の２第１項第８号の規定により随意契約とした場合にあっては見積採用者名及びその採用金額）

(2)　公表の方法

　(1)に掲げる事項を記載した書面を契約担当課において閲覧に供する。"

（資格審査委員会の設置）

第19条　入札資格の確認等を行うため、資格審査委員会を置く。

２　資格審査委員会は、副町長を長とし、企画財政課長、設計担当課長、管財係長及び副町長の指名する者をもって構成する。

３　資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

　　ア　入札参加資格に関する事項

　　イ　入札参加資格確認資料説明会及び資料のヒアリングの実施の必要性の有無

　　ウ　入札参加資格の有無

　　エ　入札参加資格がないと認めた者からの理由の説明への対応

　オ　その他必要と認める事項

４　工事に関する技術的な事項を審査するため、資格審査委員会に技術審査部会を置く。

５　技術審査部会は、企画財政課長を長とし、対象工事の担当課長、その他副町長が指名する者をもって構成する。

６　技術審査部会は、次に掲げる事項を審査し、技術審査部会の長は、その結果を資格審査委員会に報告する。

　　ア　施工実績の確認

　　イ　配置予定技術者の確認

　　ウ　施工計画の適否の認定

　　エ　その他必要と認める事項

"

 附　則

 この要綱は、平成11年５月１日から施行する。

 附　則

 この要綱は、平成１８年11月１日から施行する。

 附　則

 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

 附　則

 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

 附　則

 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。